明日香村地域生活支援拠点等事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第８７条第１項の規定に基づき定められた障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成２９年厚生労働省告示第１１６号）に基づき、障がい者の重度化及び高齢化並びに「親亡き後」に備え、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自立意欲の促進及び生活能力の向上を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とし、障がい者等の地域生活を支援するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　この事業の実施主体は、明日香村とする。

２　地域生活支援拠点を整備するための事業（以下「拠点事業」という。）については、事業の全部又は一部を適切に運営することができると認められ、かつ、利用施設が橿原市、高取町又は明日香村に所在する次に掲げる事業者等（以下「事業者等」という。）に委託することができる。

（１）法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者

（２）法第２９条第１項に規定する指定障害者支援施設

（３）法第５１条の１４第１項に規定する指定一般相談支援事業者

（４）法第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者

（事業内容）

第３条　将来地域において一人暮らし等の自立生活を目指す障がい者等であって、現在長期入院、施設入所、グループホームに入所又は家族と同居中の者に対して、体験施設に宿泊し、地域生活を体験する機会の提供及び自立生活への移行に向けた支援を行う明日香村障がい者等一人暮らし宿泊体験事業（以下「事業」という。）を実施する。

　（事業を実施する事業所の登録）

第４条　事業を実施する事業者等は、当該事業所の運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う旨を規定しなければならない。

２　事業を実施しようとする事業者等は、前項の運営規程を添付して、明日香村地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第１号）を村長に提出しなければならない。

３　村長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて事業を実施する事業所として登録を行い、明日香村地域生活支援拠点等（登録・却下）決定通知書（様式第２号）によりその旨を通知するものとする。

（登録の変更）

第５条　前条の規定により登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに明日香村地域生活支援拠点等事業所変更届（様式第３号）を村長に提出しなければならない。

（登録の廃止等）

第６条　登録事業者は、事業を廃止し、又は休止するときは、その３カ月前までに、明日香村地域生活支援拠点等事業所（廃止・休止）届（様式第４号）を村長に提出しなければならない。

２　登録事業者は、事業を再開したときは、その後１０日以内に、明日香村地域生活支援拠点等事業所再開届（様式第５号）を村長に提出しなければならない。

　（登録の取消し）

第７条　村長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者の登録を取消すことができる。

（１）正当な理由なく事業の全部又は一部を行わなかったとき。

（２）申請書等提出された書類の内容に虚偽があったとき。

（３）その他村長が登録の取消しが必要と認めたとき。

２　村長は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該取消しを行った事業者に対し、明日香村地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（様式第６号）により通知するものとする。

　（手続の特例）

第８条　橿原市又は高取町においてなされた事業者等の登録、変更、廃止、休止、再開及び取消しの手続については、第４条から前条に規定する手続がなされたものとみなす。

（対象者）

第９条　事業の対象者は、村内に居住している障がい者等であって、心身の状態が宿泊体験の可能な状態であり、かつ、緊急時の連絡が確保できる者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

（１）明日香村に住民票のある者

（２）障がい者支援施設（グループホームを含む。）に入所している者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第１９条第１項及び第５１条の５に規定する障害福祉サービスの支給決定を受けている者

（利用の申請等）

第１０条　事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、明日香村障がい者等一人暮らし宿泊体験事業利用申請書兼同意書（様式第７号）に必要書類を添付して村長に申請するものとする。

２　村長は、前項の規定による申請を受けたときは、宿泊体験支援の必要性を検討のうえ、体験事業の実施の可否を決定し、明日香村障がい者等一人暮らし宿泊体験事業利用（決定・却下）通知書（様式第８号）により申請者に通知するものとする。

３　村長は、前項の規定により承認をしたときは、明日香村障がい者等一人暮らし宿泊体験依頼書（様式第９号）により、利用の承認の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が利用する施設の管理者（以下「管理者」という。）に依頼するものとする。

（利用の期間）

第１１条　村長は、利用者が宿泊体験を行う期間について、あらかじめ管理者及び関係機関と調整を行うものとする。この場合において、利用者が連続して宿泊できる期間は、利用者１人につき１回７泊８日以内とし、最大月１６日以内とする。

（利用者負担額）

第１２条　事業の利用に係る経費として、光熱水費、寝具使用料、食費等の実費は、利用者が負担するものとする。この場合において、負担すべき金額を管理者に直接支払うものとする。

（体験施設運営の委託料）

第１３条　村長は、体験施設運営の委託料として、利用者１人につき１日あたり２，０００円を管理者に支払うものとする。

２　管理者は、利用者が宿泊体験を終了した月の翌月の１０日までに、当該月に係る委託料を、明日香村障がい者等一人暮らし宿泊体験事業委託料請求書（様式第１０号）に明日香村障がい者等一人暮らし宿泊体験事業実績明細書（様式第１１号）を添付して村長に請求するものとする。

（体験プログラムの作成）

第１４条　村長は、利用者に対して、効果的な支援を実施するために必要な体験プログラムを作成する。

２　村長は、前項に規定する体験プログラムの作成を、指定特定相談支援事業者に委託することができる。

３　前項に規定する指定特定相談支援事業者は、次条第２項の請求時に、事業利用の効果等について書面により村長へ報告し、その後の利用者の自立生活へ向けた支援につなげるものとする。

（体験プログラム作成の委託料）

第１５条　村長は、体験プログラム作成の委託料として、１人１回につき３，０００円を指定特定相談支援事業者に支払うものとする。

２　指定特定相談支援事業者は、利用者が宿泊体験を終了した月の翌月の１０日までに、当該月に係る委託料を、明日香村体験プログラム作成委託料請求書兼明細書（様式第１２号）に前条第３項に規定する書面を添えて、村長に請求するものとする。

（決定の取消し）

第１６条　村長は、利用者が自立生活への意欲を喪失し、又は正当な理由なく利用を中止したときは、その決定を取り消し、その旨を明日香村障がい者等一人暮らし宿泊体験事業利用決定取消通知書（様式第１３号。以下「取消通知書」という。）により通知するものとする。

２　村長は、前項の規定による通知をした場合は、速やかに管理者に対し、取消通知書の写しを送付するものとする。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年３月３０日から実施する。